

京都市告示第624号

市会の議決を経て、指定管理者を次のように指定しました。

令和5年1月27日

京都市長 門川大作

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
京都市児童療育センター（旧 相談・診療部門スペース以外）	京都市左京区下鴨北野々神町26 番地 北山ふれあいセンター内 社会福祉法人京都総合福祉協会	令和5年4月1日 から令和9年3月 31日まで
京都市児童療育センター（旧 相談・診療部門スペース）	京都市伏見区深草大亀谷東古御香 町59番地・60番地 社会福祉法人京都老人福祉協会	同上

（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課）